

外国特許の取得と、特許以外の産業財産権制度(その4)

～意匠登録出願の実務～

2012年11月8日

福本国際特許事務所

弁理士・工学博士 福本 将彦

<http://fintpat.com/>

<お話の内容>

- (1) 登録できない意匠
- (2) 物品の特定の仕方
- (3) 形態の特定の仕方
- (4) 意匠調査の仕方
- (5) 補足の話

意匠登録出願とは・・・？

- ・意匠・・・物品の美的形態（形態＝形状・模様・色彩；但し外観）
- ・物品と形態と、を特定して出願する。
- ・登録されると、意匠類似（物品類似かつ形態類似）の範囲まで、独占的に実施できる
- ・存続期間：登録日～20年



意匠登録**1376219** 乗用自動車
(弊所代理案件ではありません。以下同)

登録されない意匠(主なもの)(1)

- ・工業上利用できない意匠

- 工業的生産過程で同一物が量産できないもの

- 例: 絵画、彫刻

- ・新規性のない意匠

- 公然知られた意匠・刊行物に記載された意匠と同一又は類似

- 範囲: 外国公知も含む

- ・容易に創作できた意匠

- 公然知られた形態(意匠でなくてもよい)から当業者が

- 容易に創作できた意匠

- 例: 自動車の形態をほとんどそのまま転用した自動車おもちゃ³

登録されない意匠(主なもの)(2)

・新規性喪失例外の規定

→自身の意匠が、自身の発表・販売等の行為により公知となったり、自身の意に反する他人の行為により公知となった場合でも、6箇月以内に出願すれば、新規性を失わなかったものとして扱われる

→販売行為も対象。

→売れ行きを試してから出願も可能

→自身の行為により公知となった場合には、出願時に、願書の「整理番号」欄の後に、

「【特記事項】 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」

を記載し、出願から30日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」(様式第1)を提出する。

別 添

証 明 願

昭和○年○月○日

出 願 人

住 所
氏 名

印

○○○○ 殿

意匠登録出願をするのに必要があるので、別紙図面（写真）の意匠は昭和○年○月○日に貴店に販売したものであることを御証明下され度くお願いする。

右証明する。

昭和○年○月○日

証 明 者

住 所
氏 名

印

- ・「新規性の喪失の例外証明書提出書」に添付する「証明書」
→カタログ、新聞の切抜き、第三者の証明書、納品書など
- ・上記は「第三者の証明書」の例（高田忠「意匠」初版p.347より）

物品の特定の仕方(1)

- ・願書の【意匠に係る物品】欄に、経産省令「別表1」の「物品の区分」を記載
- ・例：【意匠に係る物品】 乗用自動車
- ・「別表1」にない場合：
 - それと同程度の区分による「物品の区分」を記載
 - 【意匠に係る物品の説明】欄に、使用目的・使用状態等を記載
 - 必要な場合には、「使用状態参考図」等を図面に含める
- ・物品名が一般名称化しており、使用目的・使用状態等が明らか
 - 使用目的・使用状態等の記載不要
- ・入手先：特許庁HP→「メインコンテンツ」→「法律・条約」→「産業財産権関連法令」→「法令データ提供システム／総務省行政管理局へ」→「意匠法施行規則」→「別表1」⁶

物品の特定の仕方(2)

- ・「別表1」に無いとき→まず特許庁「日本意匠分類」を参照すると良い（別表1よりも幅広い）
 - 「この分類に含まれる物品」欄に、別表1の「物品の区分」+過去の登録意匠の「物品の区分」が掲載されている
 - 「この分類に含まれる物品」にあれば、その物品名を記載する
 - 「別表1」に無い場合の対応（【意匠に係る物品の説明】欄、「使用状態参考図」など）に変わりなし
- ・入手先：特許庁HP→「意匠について」→「審査に関すること」→「日本意匠分類」
- ・「別表1」にある場合でも・・・形態がきわめて新規で、使用状態等が不明→【意匠に係る物品の説明】欄に使用状態等を記載 7

物品の特定の仕方(3)

日本意匠分類表の例

G 2 車両

意匠分類の記号	意匠分類の表示 Dターム記号/Dタームの表示 (付与記号)	この分類に含まれる物品	対応する 旧意匠分類
G2-0	その他の車両	工場内ロボット車, 台車, ゴンドラ 等吊下げルーフカー, 無人搬送 車, 水陸両用乗り物	G2-0
		.	
		.	
		.	
G2-2100	乗用自動車等	乗用自動車	G2-210~210A
	G2-2100AA セダン型	*1	
	G2-2100AB 2枚扉	*1	
	G2-2100C 屋根無し又は開閉 するもの		
G2-29000	自動車部品及び付属品	自動車用車体カバー	G2-2900 一部, G2-2901, G2-2903
G2-2902	自動車用車輪止め	自動車用車輪止め	G2-2902

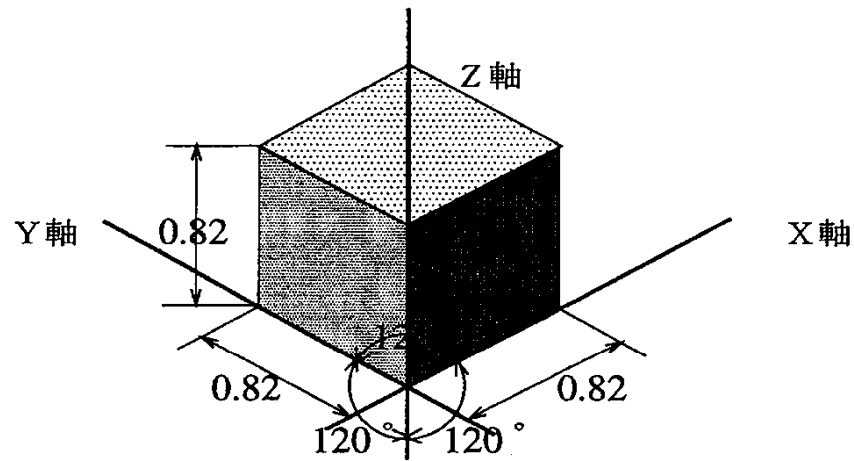
形態の特定の仕方—概略

・図面

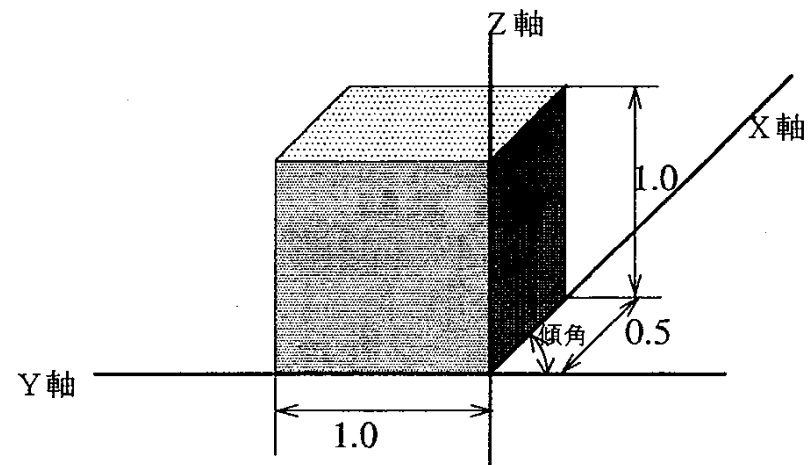
- ・等尺の六面図(正投影図)
- ・一部又は全部を等角投影図、斜投影図に代えてもよい
 - ・斜投影図→【意匠の説明】に、キャビネット図かカバリエ図かの区別と、傾角(45度が多い)とを、図毎に記載
- ・必要に応じて、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図等を加える
- ・サイズ:横**150** mm、縦**113**以内
- ・実線及び破線は約**0.4** mm、切断面を表す平行斜線及び鎖線は、約**0.2**mm

・意匠の説明

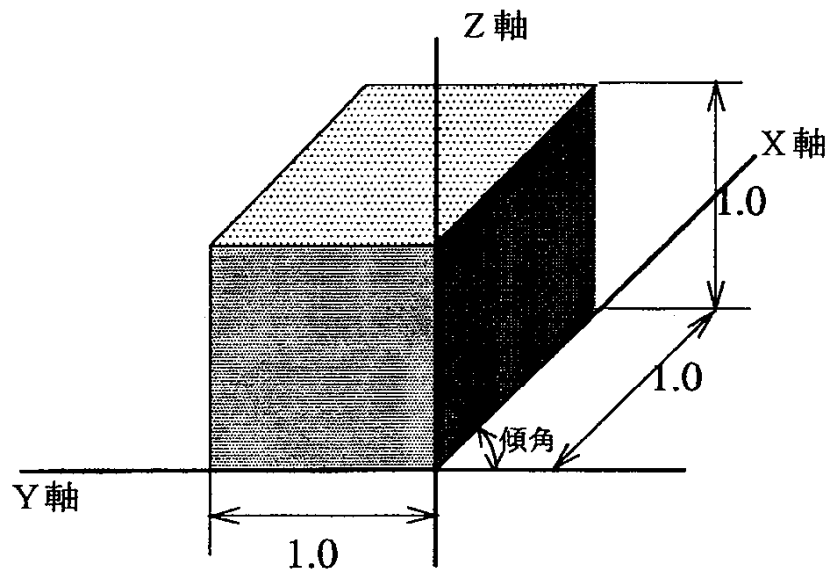
- ・必要に応じて、形態に関する補足説明を記載



等角投影図による作図例



キャビネット図による作図例



カバリエ図による作図例

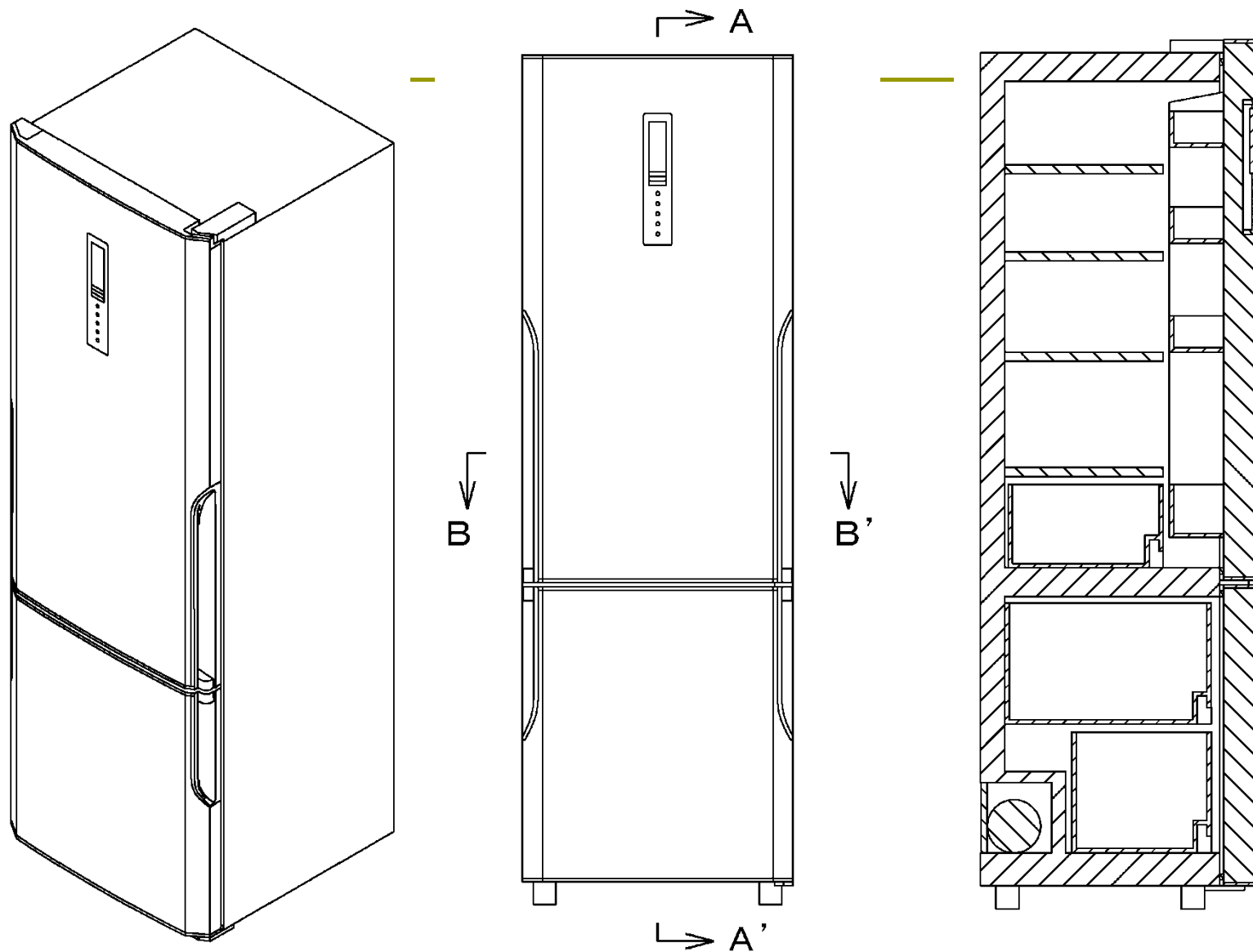
特許庁「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引」(H23年8月)より

形態の特定の仕方—具体例(1)

(1) 意匠登録第1390248号 冷蔵庫

- ・意匠は外部から見えるもの。外部から見えるところは意匠。
(高田忠・著「意匠」初版p.75)
- ・扉の中も、開けば見える→意匠を構成する
→【開閉状態の斜視図】、【断面図】等により特定
- ・内壁と外壁の間は、扉を開いても見えない→意匠を構成しない
→この例では、断面図を【内部機構を省略したA-A'断面図】としている
- ・開閉状態のある物品
→六面図は、開閉状態の何れか主である方を選ぶ
→主でない状態を表すのに必要な図を追加する

(1) 意匠登録第1390248号 冷蔵庫



形態の特定の仕方—具体例(2)

(1) 意匠登録第1390248号 冷蔵庫 (つづき)

・関連意匠の出願

- ・自身の1つの出願の意匠を本意匠とし、本意匠に類似する意匠を「関連意匠」として宣言して出願することにより、自身の本意匠の後願として拒絶されることを回避できる
- ・基本となる意匠のバリエーションを、幅広く保護することができる
- ・本意匠の出願日～公報発行日前まで、出願可能
- ・存続期間は、本意匠の存続期間満了日に満了
- ・本意匠と関連意匠→分離して移転・専用実施権設定は不可
- ・願書の【意匠に係る物品】欄の上に、次のような記載を追加して本意匠を特定する

【本意匠の表示】

【出願番号】

意願2011-45678

形態の特定の仕事—具体例(3)

(2) 意匠登録第1373704号 収納キャビネット

・透明部分があるとき

→その旨を【意匠の説明】欄に記載

→それだけでは透明な部位が特定できないとき

→【透明部を示す参考図】(薄墨等を施す)を追加し、

【意匠の説明】欄には、「透明部を示す参考斜視図において
薄墨部分は、透明である。」のように記載する

・透光性部分(すりガラスなど)があるとき

→透光性であることを説明しないと物品(例:照明器具)が理解的できない場合

→透明部分と同じ対応

・同一・対称図面→一方を省略可

・【意匠の説明】欄に、「左側面図は右側面図に対称にあらわれる」等を記載

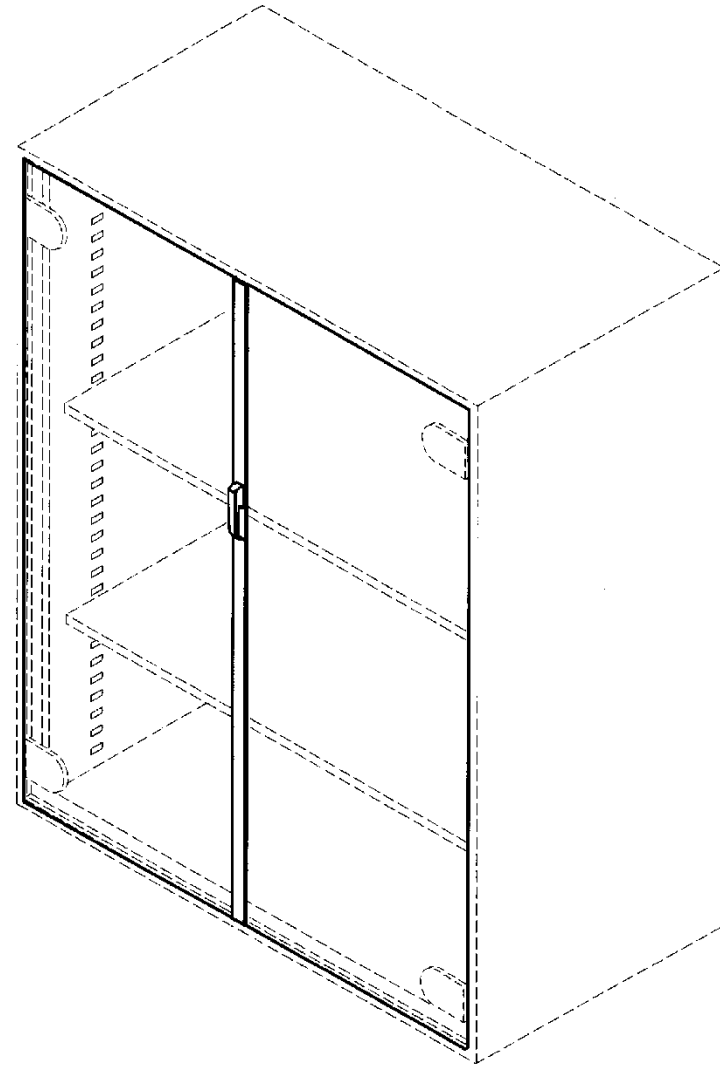
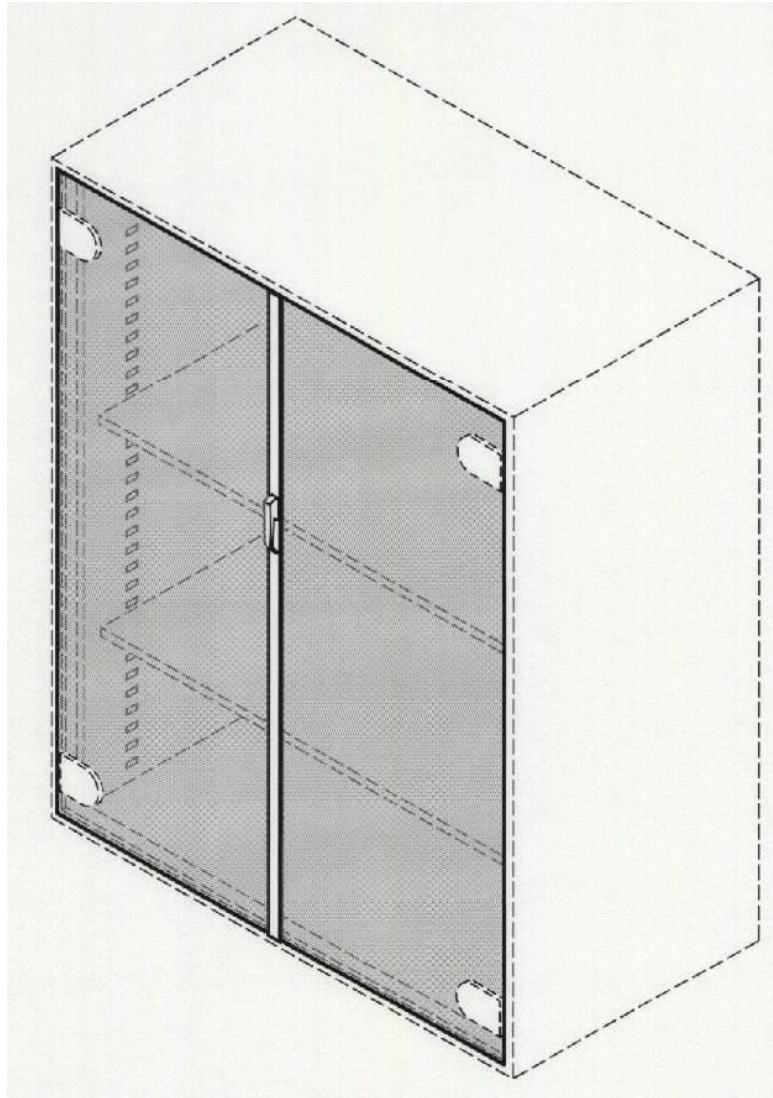
形態の特定の仕事—具体例(4)

(2) 意匠登録第1373704号 収納キャビネット (つづき)

・部分意匠

- ・物品の部分について意匠登録を受けることができる。
 - 物品の部品(独立して商取引の対象となる)とは異なる
 - 部分の意匠どうしが同一・類似である実施品に権利が及ぶ(権利が広い)
 - ・但し、物品の中に占める位置・大きさ・範囲が大きく異なるときには、非類似となることもある。
- ・願書の【意匠に係る物品】欄の上に、【部分意匠】欄を追加する
- ・【意匠に係る物品】欄には、部分を有する物品の名称を記載
 - ×「収納キャビネットの部分」 ○「収納キャビネット」
- ・図面には、物品全体の形態を記載
- ・図面(参考図ではダメ)に、意匠登録を受けようとする部分を実線で、その他の部分を破線で描くなどにより、「部分」を特定する
- ・【意匠の説明】欄に、「部分」の特定の方法を記載

(2) 意匠登録第1373704号 収納キャビネット

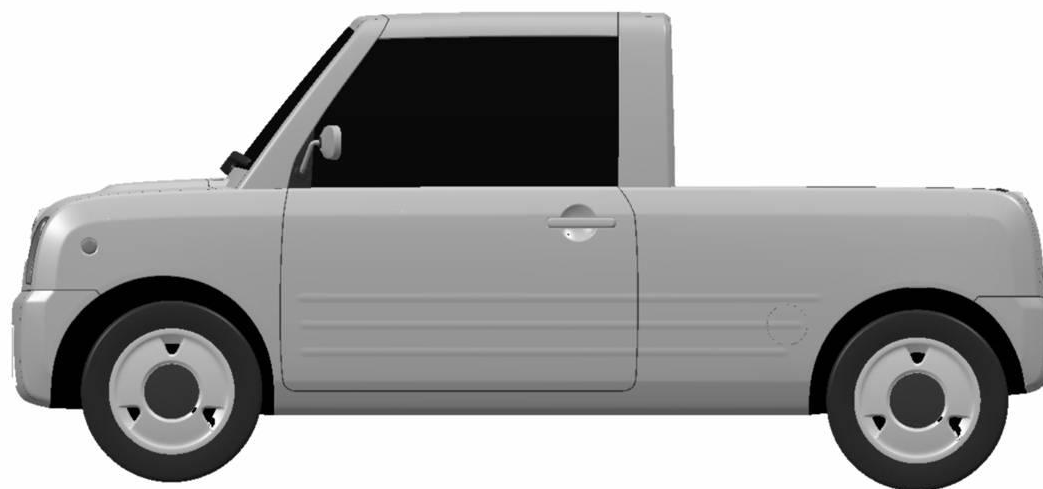


形態の特定の仕方—具体例(5)

(3) 意匠登録第1404649 乗用自動車

- ・ CGによる図面の提出可
 - ・【書類名】は、「写真」ではなく「図面」とする
 - ・写真の場合→「写真」とする。
但し【正面図】等の各図の名称は図面と同じ。
 - ・形状線無しも可
 - ・形状線がない図
 - 必要に応じて背景に彩色
背景の彩色は意匠に含まれない単一色
背景の彩色である旨を【意匠の説明】欄に記載
 - ・「陰」の明度変化有り
 - 明度変化が「陰」である旨を【意匠の説明】欄に記載

(3) 意匠登録第1404649 乗用自動車



形態の特定の仕方—具体例(6)

(3) 意匠登録第1404649 乗用自動車 (つづき)

・重量物

- ・実務上、底面図は省略される (實際上、外部からは見えないからであろう)
- ・【意匠の説明】欄に、省略する旨と理由とを記載
ex. 本願物品は、重量物のため、底面図を省略する。

・車内の形態の図→描くことは実務上求められない(高田忠「意匠」初版p.336)

- ・理論的には要求されるべき性質のもの(同p.336)

∴人が中に入ることを常態とする物品については、その内部も外観の一部であって、意匠の一部をなす(同p.335-336)

・意匠権の解釈

→外表面の意匠についての部分意匠の意匠権と同等の解釈か？

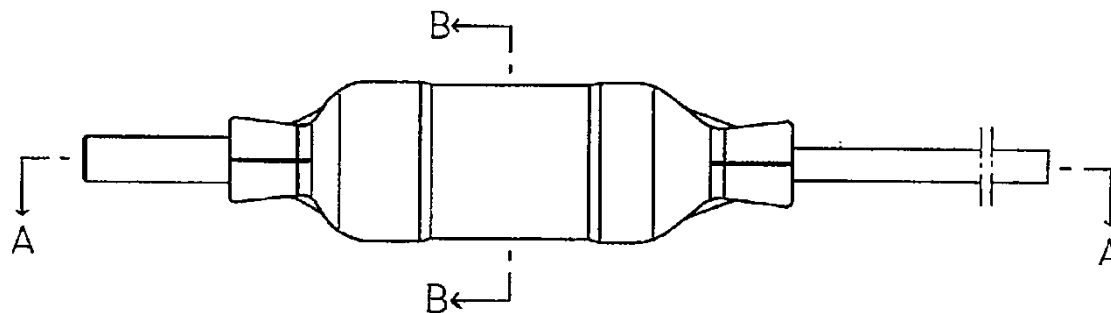
→理論的には、図面通りに窓の内部が一色に見える仮想的な意匠と類似の範囲、という解釈もあり得る？

形態の特定の仕事—具体例(7)

(4) 意匠登録第1073599号の類似意匠登録第1号 電線ヒューズ

・長尺物の中間省略

- ・極めて長い部分を有しているために所定の範囲で作図することが困難、かつ、長い部分の中間部分を一部省略しても意匠が明らかに分かるとき
→中間省略可能
- ・2本の平行な一点鎖線で切断したように図示する
- ・その旨、及び省略箇所の図面上の寸法を、【意匠の説明】欄に記載



・機能に結びついた意匠？

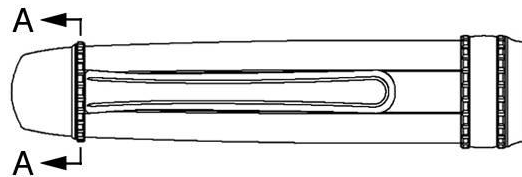
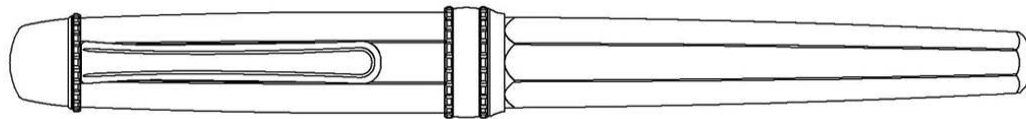
- 強い権利(意匠権者に有利)
- 但し、機能の確保に不可欠な形状のみからなる意匠は不登録

形態の特定の仕事一具体例(8)

(5) 意匠登録第1415086号 万年筆

- ・分離し得る物品で、組み合わされたままでは意匠が十分表現できない場合
→組み合わされた状態の図の他に、その個々の構成部分分かるように
必要な図面を追加 (様式6備考18)
- ・本件では、組み合わされた図面の他に、本体、キャップの図面が追加されている
- ・要するに. . . 開閉、分離、組合せ、動き、など意匠が変化するもの→全てが意匠
→意匠を特定するのに必要なだけの図面を作成する
 - ・閉じた状態など、一部の意匠についてのみ権利を取得したい場合
→部分意匠の出願

(5) 意匠登録第1415086号 万年筆



形態の特定の仕事—具体例(9)

(6)意匠登録第1422992号 衛生用マスク

・見本／ひな形の提出

- ・図面に代えて、見本(同一物)、ひな形(模型)を提出することができる
- ・変化せず保存し易く、縦26cm、横19cm以下の大きさ、袋に入れて提出用紙にはり付けたときの厚さが7mm以下
- ・願書に、つぎのように記載(オンライン出願の場合)

【提出物件の目録】

【物件名】 見本 1

【提出物件の特記事項】 同日に見本を提出します。

- ・見本、ひな形は、「ひな形又は見本補足書」により提出する(オンライン出願の場合)。「補足対象書類名」以下は、つぎのように記載

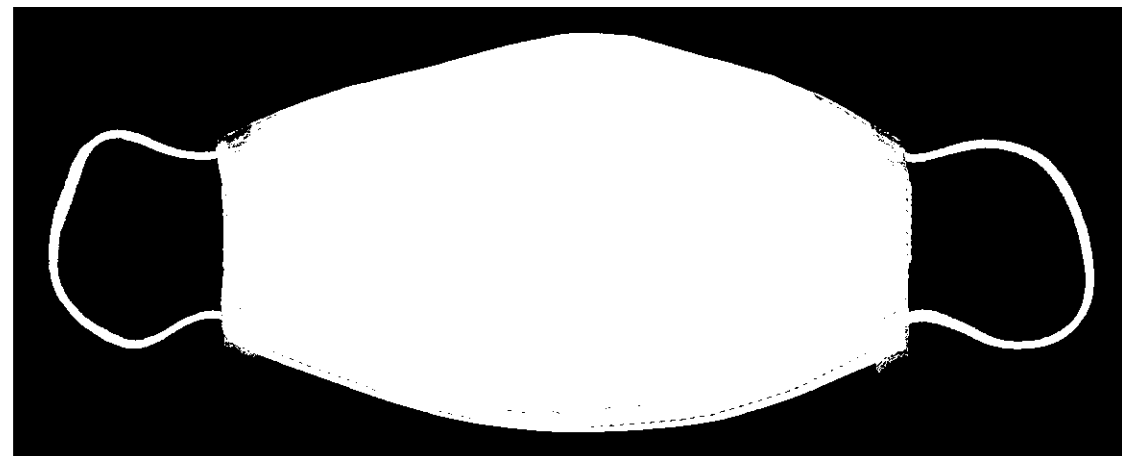
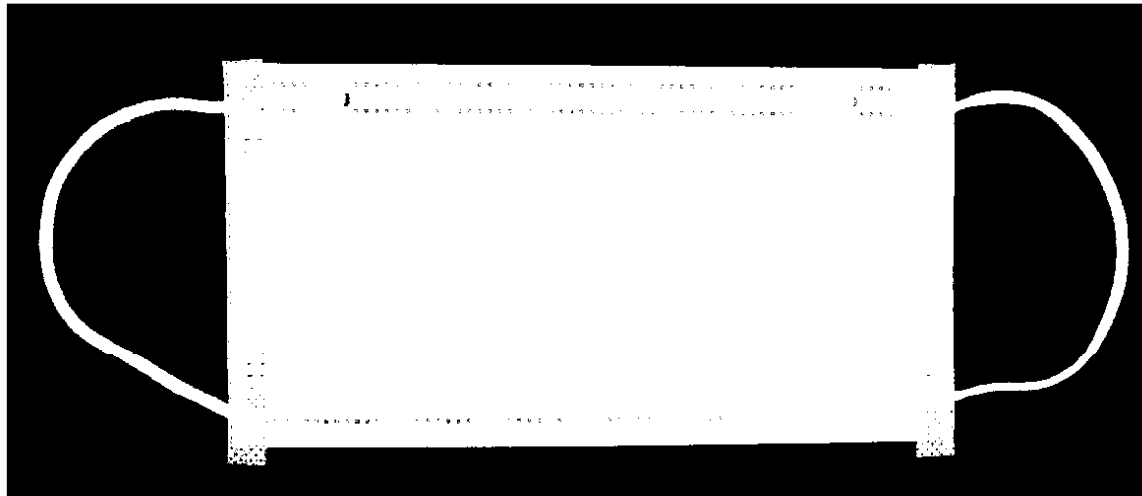
【補足対象書類名】 意匠登録願

【補足の内容】 見本の提出

【提出物件の目録】

【物件名】 見本 1

(6)意匠登録第1422992号 衛生用マスク

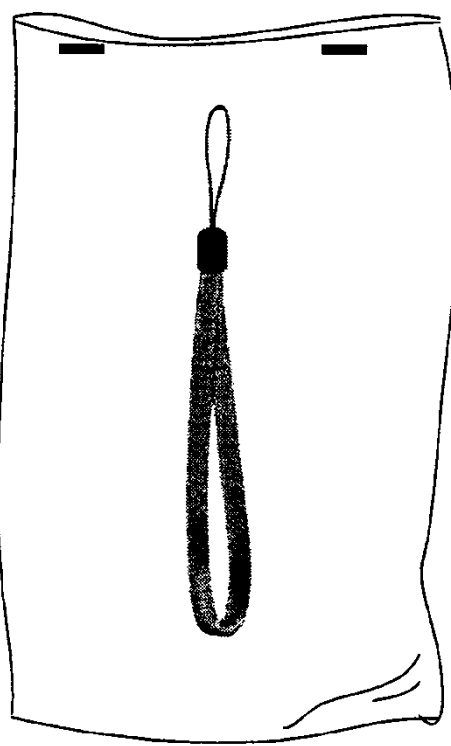


形態の特定の仕方一具体例(10)

- ・丈夫な袋に入れて、右図のようにA4の紙片に貼り付ける
- ・袋はなるべく透明なものにする
- ・「出願番号」及び「出願日」の欄は、記載しない
- ・副本の提出は不要

(特許庁ウェブページより)

【書類名】 見本



意匠登録出願人の 氏名(名称)	○△	出願番号	
意匠に係る物品	携帯電話用 ストラップ	出願日	

形態の特定の仕方ー具体例(11)

(6)意匠登録第1422992号 衛生用マスク (つづき)

・「動的意匠」とは何か？

- ・物品の形態が、物品の機構上変化するように仕組まれており、静止した状態をとらえただけでは、変形した状態がとらえ難いもの(高田忠「意匠」初版p.74参照)
- ・自動車のハンドル、車輪、ライターの点火部分などは、静止した状態をとらえれば動いた状態も想像が付く→動的意匠とまでは言わない (同p.74参照)

→つまり、変化に予測性がないことを要する

- ・物品の形態が物品の機能に基づいて変化する場合、変化の前後にわたる物品の形態について意匠登録を受けるためには、願書に、その旨、及び機能の説明を記載しなければならない(意匠法6条4項より)

→【意匠の説明】欄に記載する

- ・その他の具体例→特許庁「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

(平成23年8月)ご参照

意匠調査の仕方ー類否判断(1)

・類否判断

(1) 両意匠を、「基本的構成態様」と「具体的構成態様」とに分けて特定する。

・基本的構成態様→意匠の骨格をなす形態

・椅子の意匠の例: 脚部・座部・背もたれ部、から構成される

・具体的構成態様→意匠の細部の形態

・椅子の意匠の例: 脚部・座部・背もたれ部、の各部の形態

・各構成態様によって生じる美観(需用者にどのような印象を与えるか)を特定しておく、美観の同否が判断し易い

∴意匠は美観であり、類否判断は、全体として同一の美観を生じるか否か

(2) 需用者の注意を引く部分(「意匠の要部」と称される)を認定する。

→見え易い部分か、ありふれた部分でないか、従来にない新規な部分か、などを指針とする。

意匠調査の仕方ー類否判断(2)

・類否判断 (つづき)

(3) 基本的構成態様に意匠の要部がある場合

- 要部が共通しておれば、全体として同一の美観を需用者に与える(意匠類似)という結論に導かれ易い
- 要部が相違しておれば、全体として異なる美観を需用者に与える(意匠非類似)という結論に導かれ易い。

(4) 基本的構成態様が共通していても、具体的構成態様に意匠の要部があり、この要部に相違点があって、しかも、この相違点が全体観察において、他の共通性を凌駕しておれば、全体として異なる美観を需用者に与える(意匠非類似)という結論に導かれる。

* 美観を捉える感性と、美観を表現する文章力が、ある程度要求される。

→デザインに関心を持つこと

→審決文・判決文に記載される美観の表現から学ぶ

意匠調査の仕方—意匠分類の特定(1)

- ・調査すべき物品の範囲は？
 - ・本件物品の類似範囲まで必要
 - ・物品の類似（高田忠「意匠」初版p.138, p.141参照）
 - 用途及び機能により判断
 - ・同一物品＝用途と機能が同一
 - ・具体的には、「物品の区分」(別表第1)が同一の物品
 - 「物品の区分」(別表第1)は同一物品の範囲を例示
 - 例：電気式置時計＝ゼンマイ式置時計
 - ・類似物品＝用途が同一、機能が異なる
 - 例：万年筆≒鉛筆
 - 腕時計≒置時計
 - ・非類似物品＝用途と機能が異なる
 - 例：鉛筆≠文鎮

意匠調査の仕方―意匠分類の特定(2)

・物品の類似 (つづき)

- ・名称が異なっても同一物品の場合有り

例: 壁紙 = 模様紙

- ・完成品と部品 → 原則非類似

- ・但し、部品が完成品の主要部分 → 類似物品の場合有り

例: 乳母車 ≒ 乳母車の車体

ラジオ受信機 ≒ ラジオ受信機用キャビネット

- ・兼用品 → 双方に類似

例: ラジオ付き時計 ≒ ラジオ、時計

本棚付き机 ≒ 本棚、机

- ・「物品の区分」(別表第1)は、物品の類否とは直接関係なし(審査基準)

- ・線引きは容易でない → 明確でなければ広めに

意匠調査の仕方—意匠分類の特定(3)

- ・「現行日本意匠分類」と「旧日本意匠分類」との双方を特定
 - ・出願日(又は優先日)が2005年1月1日以後の出願
 - 「現行日本意匠分類」を特定
 - 例:乗用自動車→「G2-2100」
 - ・IPDL「日本意匠分類・Dターム検索」→
 - 「(現行)日本意匠分類・Dターム」で調べる
 - ・分類記号をクリック
 - 詳細な説明が閲覧可
 - ・対応する「旧日本意匠分類」も閲覧可
 - ・分類記号を入力して「現→旧自動変換」ボタンをクリックも可
 - 対応する旧分類に自動変換

意匠調査の仕方—意匠分類の特定(4)

- ・「現行日本意匠分類」と「旧日本意匠分類」との双方を特定（つづき）
 - ・出願日（又は優先日）が2005年1月1日より前の出願
 - 「旧日本意匠分類」を特定
 - 例：乗用自動車→「G2-210」+「G2-210A」
 - ・前記の通り、「（現行）日本意匠分類・Dターム」から調べることができる

意匠調査の仕方—公報検索

・IPDL「意匠」の「日本意匠分類・Dターム検索」を使用

(1) 特定した「現行日本意匠分類」を入力して検索

例:「G22100」を入力

→下位の「G22100AA」、「G22100BB」(Dターム付)も
自動検索してくれる

・Dターム付の検索を排除するとき→「G22100！」を入力

(2) 特定した「旧日本意匠分類」を入力して検索

例:「G2210+ G2210A」を入力

・「G2210？」を入力すると、下位の「G2210A」も検索

・「G2210」だけでは、「G2210A」は検索しない

・出願日(又は優先日)の範囲を2005年1月1日の前後で分けて指定しなくても、何れかの分類記号が付与された文献を、重複無しで検索することができる

意匠調査の仕方 — 調査報告書の作成

・弁理士が作成する調査報告書（弊所作成のサンプルご参照）

- (1) 調査目的
- (2) 調査対象意匠
- (3) 調査可能な収録データ範囲
- (4) 調査の結論
- (5) 関連文献一覧
- (6) 結論の理由
- (7) 添付書類（検索した関連文献）

補足の話(1)

・特徴記載書

- ・意匠法ではなく施行規則(第6条)に規定

- 「・・・意匠の特徴を記載した特徴記載書を・・・提出することができる。」

- 義務ではない

- 提出しないのが通例(∴拒絶への反論の自由度を束縛するおそれ)

・秘密意匠

- ・出願人は、登録日～3年以内を指定して、登録意匠を秘密にする(意匠公報への登録意匠の掲載を遅らせる)よう請求できる

- ・出願と同時に(願書に添付する図面等を密封・「秘密意匠」と朱書)、又は登録料納付と同時に請求

- ・願書の出願人・代理人の記載欄、意匠登録料納付書の納付者の記載欄の後に、次のように記載

- 【秘密にすることを請求する期間】 3年

- ・庁手数料 ¥5, 100

補足の話(2)

・秘密意匠(つづき)

- ・請求後に、秘密期間の延長・短縮の請求可(意匠登録後も可)

- ・秘密期間が登録日～3年以内であれば、回数に制限無し

- 「秘密意匠期間変更請求書」を提出

- ・【請求の内容】欄に変更後の期間を記載

- ・権利行使に制限あり

- ・差止請求権

- 秘密期間の行使については、意匠の内容等が記載され、長官の証明を受けた書面を提示して警告した後でなければ、行使できない

- ・警告後の実施→悪意の侵害者となり損害賠償請求も可

- ・損害賠償請求権

- 秘密期間の侵害行為に過失の推定なし

- ・意匠権者が立証責任を負う

補足の話(3)

- ・「侵害」に該当するか否かは、「利用」も考慮
 - ・自転車のペダルについて他人の意匠権があり、そのペダルを利用した自転車を製造・販売した
 - 侵害か？
 - ・自転車のペダル(部品)と、自転車(完成品)は、物品非類似
 - 登録意匠又はそれに類似する意匠の実施(意匠法23条)には該当しない
 - それなら、非侵害？
 - ・自身が意匠登録を受けていても、他人の登録意匠又はそれに類似する意匠の利用に該当するときは実施できない(意匠法26条)
 - 自身の登録の有無に拘わらず、他人の登録意匠又はそれに類似する意匠の利用に該当すれば侵害、と解釈されている